



報道関係者 各位

平成 28 年 5 月 12 日

【照会先】

宮城労働局労働基準部監督課

監督課長 鈴木 聡

専門監督官 高橋 喜治

電話 022 ( 299 ) 8838

## ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する緊急の集中監督指導実施状況

～ 地方運輸機関と合同での監督・監査等により、労働基準法等の法令違反などを確認・指導～

厚生労働省では、平成 28 年 1 月 15 日に発生した長野県軽井沢町でのバス事故を受けて、ツアーバスを運行する貸切バス事業場(196 件)に対し、主に 2 月、3 月に、緊急の集中監督指導を実施しました。

宮城労働局(局長尾形強嗣)では、この間県内の 10 事業場(うち地方運輸機関との合同監督・監査 4 事業場)に対して監督指導を緊急に実施しましたので、その結果を公表します。

また宮城労働局は、今回の監督指導結果に基づき、4 月 25 日に公益社団法人宮城県バス協会に対して労務管理の徹底を要請するとともに、同協会に加盟していない貸切バス運行事業場には県内の労働基準監督署を通じて労務管理の徹底を要請し、各事業場に貸切バス事業におけるバス運転者の労働時間管理等の徹底を求めました。

### 【結果の概要】

1 監督指導実施事業場数 10 事業場

2 バス運転者に関し、労働基準法等違反を認めた事業場数  
10 事業場 ( 100.0% )

(違反事例)

労働時間 8 件 (時間外労働に関する労使協定の締結・届出していないにもかかわらず、時間外労働を行わせていたもの 7 件)

健康診断 2 件 (雇入時の健康診断を実施していないもの 2 件)

3 バス運転者に関し、改善基準告示違反を認めた事業場数  
6 事業場 ( 60.0% )

(違反事例)

総拘束時間 2 件 (4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間を 65 時間以内とすべきところ、これを超過していたもの 2 件 最大 75 時間)

# ツアーバスを運行する貸切バス事業場 に対する緊急の集中監督指導実施状況 〔宮城労働局〕

## 1 監督指導実施状況（主に平成28年2月・3月に実施）

監督実施事業場数：10件

（このうち、労働基準監督署と地方運輸機関との  
合同監督・監査数：4件）

## 2 バス運転者に関し、労働基準法等の法令違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数 1	主 要 違 反 事 項 2		
		労働時間	健康診断	休日
10	10 (100)	8 (80.0)	2 (20.0)	0 (0)

- 1 「違反事業場数」欄は、バス運転者に関し、労働基準法等の法令違反が認められた事業場数である。
- 2 「主要違反事項」欄は、バス運転者に関し、当該事項に係る労働基準法等の法令違反が認められた事業場数である。  
なお、（ ）内は、監督実施事業場数に対する割合（％）である。

## 3 バス運転者に関し、改善基準告示の違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数 3	改 善 基 準 告 示 違 反 事 項 4					
		総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
10	6 (60.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	0 (0)	2 (20.0)	3 (30.0)	0 (0)

- 3 「違反事業場数」欄は、改善基準告示違反が認められた事業場数である。
- 4 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。  
なお、（ ）内は、監督実施事業場数に対する割合（％）である。

# ツアーバスを運行する貸切バス事業場 に対する緊急の集中監督指導実施状況

## 1 監督指導実施状況（主に平成28年2月・3月に実施）

監督実施事業場数：196件

（このうち、労働基準監督署と地方運輸機関との合同監督・監査数：102件）

## 2 バス運転者に関し、労働基準法等の法令違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数 1	主要違反事項 2		
		労働時間	健康診断	休日
196	166 (84.7)	95 (48.5)	39 (19.9)	15 (7.7)

1 「違反事業場数」欄は、バス運転者に関し、労働基準法等の法令違反が認められた事業場数である。

2 「主要違反事項」欄は、バス運転者に関し、当該事項に係る労働基準法等の法令違反が認められた事業場数である。

なお、（ ）内は、監督実施事業場数に対する割合（％）である。

## 3 バス運転者に関し、改善基準告示の違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数 3	改善基準告示違反事項 4					
		総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
196	119 (60.7)	43 (21.9)	82 (41.8)	41 (20.9)	9 (4.6)	54 (27.6)	5 (2.6)

3 「違反事業場数」欄は、改善基準告示違反が認められた事業場数である。

4 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。

なお、（ ）内は、監督実施事業場数に対する割合（％）である。